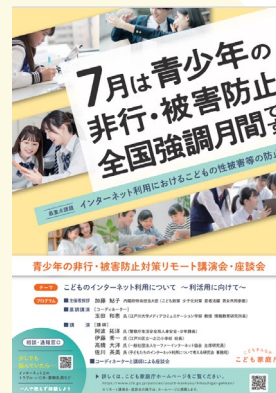


「子供の性被害防止プラン2022」 令和6年度取組状況 概要

(案)

1 国民意識の向上及び国民運動の展開と国際連携

- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の最重点課題に「インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止」を掲げ、関係省庁の参加と地方公共団体、関係団体の協力・協賛を得て、諸活動を全国で集中的に実施。(こども家庭庁)
- 第1回こどもに対する暴力撲滅グローバル閣僚会合(令和6年11月、コロンビア)に参加し、児童虐待や性暴力防止等の我が国取組を説明し、成果文書「ボゴタ行動要請」に賛同国入りした。(こども家庭庁、外務省)



2 被害に遭うことなく成長するための児童及び家庭の支援

- 「生命(いのち)の安全教育」教材等を活用した普及展開事業(委託事業)を実施するとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集(令和5年度実践例)の公表やウェブセミナーの開催を行い、「生命(いのち)の安全教育」の全国展開を図った。(文部科学省)
- インターネット上のこどもに対する人権侵害を防止することを目的として、中・高校生やその保護者向けの啓発冊子の配布に加え、インターネット上で啓発動画の配信を実施。(法務省)

3 ツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- 「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進等について、フォローアップを実施。(総務省)
- 繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の実態把握活動、取締りによる排除等のほか、旅館・ホテル等の施設管理者等に対し注意喚起を実施。(警察庁)

4 被害児童の迅速な保護及び適切な支援

- 児童相談所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対し、安全確保を必要とする場合等の一時保護や児童心理司によるカウンセリング等の相談・支援を実施。(こども家庭庁)
- 性暴力に関するSNS相談「Cure time (キュアタイム)」を365日実施するとともに、メール相談も実施。(内閣府)
- 女性相談支援センター等において、同伴児童への学習支援を行う学習支援員の配置に必要な費用の補助を実施。(厚生労働省)

5 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- 児童の性的搾取等事犯に対する取締りを推進するとともに、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを強化。また、徹底した証拠品押収により、児童ポルノ画像等の流通、拡散防止を図るとともに、証拠品の解析、精査を徹底し潜在化した事案の解明と被害児童の保護を推進。(警察庁)
- 更生保護官署において、再犯リスクが高く、矯正施設出所後に医療機関等による治療や支援等が必要と認められる性犯罪者に対し、矯正施設収容中から医師等の専門家による面接を実施するなどし、矯正施設出所後に必要となる治療や支援等につなげるため、医療機関等と連携して対応。(法務省)

6 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

- 各研修等を通じて、児童福祉関係者、学校関係職員、法曹関係者、警察関係者等の対応能力等の向上、意識啓発を促進。(こども家庭庁、文部科学省、法務省、警察庁)
- 第213回通常国会において、「学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)」が成立し、令和8年12月の施行期限に向けて、関係府省庁連絡会議の枠組みも活用しながら、政府内で施行事項に関する議論の整理を行った。(こども家庭庁)